

## 企業長の職務を代理する職員の順序を定める規程

〔平成25年10月1日〕  
〔企業管理規程第24号〕

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定により、企業長（副企業長が企業長の職務を代理しているときは、副企業長）の職務を代理する上席の職員は病院長とし、病院長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事の職にある者とする。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。  
（企業長の職務を代理する職員の順序を定める規程の廃止）
- 2 企業長の職務を代理する職員の順序を定める規程（平成22年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第3号）は、廃止する。